

意見招請実施要領

件名：2021年度 JICA 職員等の健康診断及び健康増進支援
関連業務

2020年11月9日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

独立行政法人国際協力機構では、「2021年度 JICA 職員等の健康診断及び健康増進支援関連業務」に係る業務について、一般競争入札の総合評価落札方式による入札手続きにより、業務委託先を選定する予定です。

つきましては、現在検討を行っている添付の調達仕様書（案）等を公表し、同案に対する意見を募集することとしましたので、下記要領により仕様書（案）等に対するご意見をお寄せください。

1 意見提出先

独立行政法人国際協力機構 調達・派遣業務部契約第三課
電子メールアドレス ippankeiyakudesk@jica.go.jp

2 意見提出期限

2020年11月24日（火）正午（必着のこと）

3 意見提出方法

「意見提出フォーマット」※に記入のうえ、上記2の提出期限までに、上記1の電子メールアドレス宛に、電子データ（エクセル形式）でのご提出をお願いいたします。

メールタイトル「意見提出（社名）：2021年度 JICA 職員等の健康診断及び健康増進支援関連業務」

※「意見提出フォーマット」の用紙については、当機構ホームページ

http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html
に掲載された様式のうち、「質問書」（エクセル形式）を適宜修正して作成願います。

4 ご意見への回答時期

頂きましたご意見及び回答を次のとおり閲覧に供します。

国際協力機構ホームページ (<http://www.jica.go.jp>)

→「調達情報」

→「公告・公示情報（選定結果）」

→「国内向け物品・役務等 公告（2020年度）」

（ <http://www.jica.go.jp/chotatsu/buppin/koji2020.html> ）

以 上

添付資料

業務仕様書（案）

第2 業務仕様書

この業務仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下発注者または JICA とする）が実施する「2021 年度 JICA 職員等の健康診断及び健康増進支援関連業務」の内容を示すものです。本件受注者は、この業務仕様書に基づき本件業務を実施します。

1. 業務の背景

JICAでは、労働安全衛生法（以下、安衛法とする）第66条及び独立行政法人国際協力機構労働安全衛生管理規程（以下、JICA労働安全衛生管理規程とする）15条に従い、JICA役員等（以下、職員等とする）に健康診断（以下、健診とする）を実施している。本部勤務者（麹町、竹橋合同ビル、市ヶ谷ビル、東京センターを含む）に対しては、二番町センタービル内（本部所在地）において集団健康診断を実施、国内機関¹は委託先提携医療機関において健診を実施、随時入構者への雇入時健診及び海外赴任等健診は近隣の契約医療機関において実施してきた。

今後はテレワーク勤務等多様な勤務体制下における健診実施の対応強化を図るため、情報通信技術（以下、ICTと記載する）を介し、全国内機関を網羅した全国ネットワークでの健診体制の構築が求められている。

2. 業務の目的：

本件業務は、安衛法第66条、JICA労働安全衛生管理規程15条及び独立行政法人国際協力機構職員就業規則（以下、JICA就業規則と記載する）に基づき、JICAが職員等に対し実施する一般健康診断等（安衛法に基づく雇入時健診及び定期健診、海外派遣労働者健診（派遣前（JICAでは赴任前を指し、以下赴任前と記載する）、帰国時）ならびに、就業規則及びJICA労働安全衛生管理規程に基づく一時帰国健診²も含む。以下、健診と記載する）に付随及び付帯業務を通じ、職員が健康問題を生じていないかを把握し、個人及び組織の健康支援へ役立てることであり、さらに疾病罹患を未然に防止または発注者が就業上適切な措置を講じることが目的である。

3. 契約履行期間：2021年4月1日～2022年3月31日

4. 概要

(1) 対象者

¹ JICA 国内機関については、別紙2 国内機関一覧参照すること。

² 海外派遣労働者健診（赴任前、一時帰国及び帰国後）は、意見招請にて受注検討業者等からのコメントや業者の対応可能性を鑑みて、本契約の範囲とするか検討する。

健診の対象者は、国内勤務者（本部及び国内機関）及び在外勤務者（予定も含む）とその随伴家族とし、健診対象者数（参考）は、「別紙 1 健康診断項目積算表」を参照する。別紙 1 に記載の健診実施予定人数は、過去 2 年間の平均受診者数の実績を基にした見込み数であり、最低受診人数を保証するものではない。実際には契約単価に健診を実施した人数を乗じた総額で精算する。

(2) 業務内容概要（詳細は 7. 業務の内容参照）

- 1) JICA 職員等に対し、「別紙 3 健康診断検査項目」に従い、下記 7. (1) に記載の健診事務代行を実施する。
- 2) 健診の予約関連業務（ICT による健診申込案内、提携医療機関への健診予約代行、予約勧奨）
- 3) 健診の実施及び付随業務（提携医療機関との契約・支払、健診結果総合判定、結果の個人返却、がん検診精度管理）
- 4) 健康経営を推進する支援業務（JICA 職員等健診結果の集計及び分析、健康増進施策案の提言等）
- 5) 付帯業務として、任意医療機関での健診結果の代用を希望する職員が提出する結果代行入力（データ化）及び健診結果総合判定

5. 実施体制

- (1) 健康診断関連担当者：JICA 人事部健康管理室担当者
- (2) 健康診断業務責任者及び業務従事者：受注先関係者及び提携医療機関先関係者各 1 名
責任者は受注者の代表として、健康診断関連業務の円滑な遂行に関する取りまとめを行う。実施開始前に発注者と事前に実施体制について打合せを行う。
- (3) セキュリティ管理責任者：受注先関係者 1 名（本責任者は、発注者セキュリティ関連部署との窓口とし、(2) 健康診断業務責任者とは、別に配置されることが望ましい。）
- (4) 健康診断結果を診断（総合判定）する医師：受注先医師
- (5) 健診実施場所：
 - ・ JICA 職員が受注者の提携医療機関に出向き受診する。
 - ・ JICA 職員が受注者の提携医療機関リストから選択し受診する。
 - ・ 提携医療機関は、公共交通機関を利用して、各 JICA 国内拠点から移動時間 30 分以内、最大でも 1 時間以内の提携医療機関を条件とする。右条件が難しい場合、受診方法について受注者の積極的な提案を受け入れるため、技術提案書に記載する。（例：上記条件が難しい国内機関の職員等にも、任意医療機関での健診受診を認め、職員等へ立替払いまで担う等）
 - ・ 上記条件下において、別紙 2 の各 JICA 国内拠点で受診可能な提携医療機関数（全検査項目の受診可否を記載）を技術提案書に記載する。

業務実施スケジュール（2021年度予定）

予定	業務内容
4月	受注者が専用サイト使用に伴う情報セキュリティ申請書を発注者へ提出（受注先情報セキュリティ実施体制 ³ の審査）
5月	発注者から健康診断の対象となる職員名簿の提供（以下、健診対象者一覧と記載する） 受注者が健康診断案内を実施、健診申込受付・予約代行を実施、受診勧奨
6月～9月末	職員が提携医療機関での健康診断実施 受注者から職員への健診結果個人票返却、 発注者への健診結果個人票の納品（個人への結果返却とJICAへの健診結果票の納品タイミングは同時）、特定健診XMLデータの納品
※7月、8月、9月	予約勧奨（未予約者等への健診申込督促）を定期的実施 （7. 業務の内容（1）3）未予約者及び未予約者対応参照）
12月～1月頃	受注者が労働基準監督署用報告書を納品、受注者が健診結果の集計及び結果傾向についての分析及び健康改善に関する提案等の提示及び報告書の提出

ただし、随時入構者への雇入時健診、休職明け・復職者の定期健診、海外派遣労働者健診への対応及び任意医療機関等での健診受診結果のデータ化（健診結果代行入力）は、上記スケジュールによらず通年で発生する見込み。

6. 業務の内容

(1) 健診事務代行

1) 健診案内手配、健康診断の予約受付及び予約変更

【提携医療機関との契約】

- ・健診実施先となる提携医療機関との契約は、受注者が行う。

【健診案内手配、健康診断の予約受付及び予約変更】

- ・受注者は、発注者が送付する健診対象者一覧に基づき、健診実施予定者数へ健診案内を電子メール等で行う。健診予約申込は、職員等がWEB上の専用サイトへ直接アクセスして行い、受注者は提携医療機関への健診予約の代行を行う。

・予約変更やキャンセルに係る手続きは、専用サイト上で職員等が行える仕様が望ましいが、別途メールや電話等の方法を取る場合は、その方法と手順を技術提案書で説明する。方法については、職員等の利便性や効率性を考慮した方法が望ましく、発注者と事前に協議して決定する。

・ただし、海外派遣労働者健診対象職員等（特に赴任前健診及び一時帰国健診）は、健診申込から健診受診日まで、及び受診日から健診判定までの時間が十分に取れないケースが

³ 申請時は対象サービスに関する約款、利用規約、サービスレベル仕様、利用時（運用時）に実施する情報セキュリティ対策等が確認できる文書の提出すること。

あるため、実施可能な対応策（予約申込、受診方法、結果納品形態等）がとれる場合は、技術提案書にその方法を提案する。

・雇入時健診は安衛法令の求める期間内、定期健診は発注者が定める期間内に、遅延することなく、健診予約及び健診受診完了を行うよう手配する。

【問診票】

・健診受診前に、専用サイト上で統一の問診内容が表示され回答できることが望ましい。問診内容は、安衛法令で定められた項目及び高齢者の医療の確保の法律に定めている項目を含むこととし、発注者と協議の上、決定する。問診は、事前に職員等が専用サイトへ直接入力して回答できる仕様となっていることが望ましいが、別途方法を取る場合は、その方法を技術提案書で説明する。方法については、職員等の利便性や効率性を考慮した方法が望ましく、発注者と事前に協議して決定する。

【提携医療機関に求めること】

・雇入時健診は安衛法令の求める期間内、定期健診は発注者が定める期間内に受診が可能なこと。
・受診時間帯は午前中であることが望ましい。
・職員等が健診当日に、尿検査、便潜血検査及び便虫卵の検体提出が出来ない場合に、健診先の医療機関において、後日に検体受付が可能である等対応に柔軟性があることが望ましい。

【提携医療機関の検索と提携医療機関情報確認】

・職員等が専用サイト上で提携医療機関を検索、医療機関情報等の確認が可能とする。

【がん検診及び便虫卵検査実施可能な医療機関の表示】

・各拠点の提携医療機関のリストには、希望検査項目であるがん検診が実施可能な医療機関を少なくとも1か所以上含み、職員等が専用サイト上で検査実施が可能な医療機関であることが確認できるよう表示する。
・首都圏近郊の提携医療機関には、便虫卵検査（一時帰国（任意）及び帰国後健診（必須）が実施可能な医療機関を少なくとも1か所以上含み、職員等が専用サイト上で検査実施が可能な医療機関であることが確認できるよう表示する。（首都圏以外の地域においても、便虫卵が実施できる医療機関を1か所以上含むことが出来れば、なお良い。）

【英語対応可能な医療機関の表示】

・首都圏近郊の提携医療機関には、英語対応が可能な医療機関（健診従事者が英語対応可能及び検査に伴う説明書等の英語表記が可能）を少なくとも1か所以上含むことが望ましく、専用サイト上で英語対応が可能な医療機関であることが確認できるよう表示する。

【がん検診及び便虫卵検査実施の受診勧奨と希望確認】

・希望検査項目であるがん検診及び便虫卵検査について、専用サイト等で職員等へ受診勧奨を行うと共に、実施希望を事前に確認する。実施の確認方法は、予約申込の際に、職員等が専用サイト上で自分で意思を表示できる仕様となっていることが望ましい。

・健診案内の際には、受診率向上のための策を講じることとし、受診率向上に資する対応策があれば、技術提案書にその旨を記載し説明する。

2) 検査項目

・「別紙3健康診断検査項目」の通り、健診を実施する。

・専用サイト上には、各健診コース（検査項目）を表示する。

・健診種別によって健診コースを設定する。

・希望検査（がん検診）を対象となる職員等に受診勧奨する。胃がん検診（ABC検診）は、40歳以上の職員のうち発注者が実施する健診での未受検者、大腸がん検診（便潜血検査検査）は、40歳以上の職員、前立腺腫瘍マーカー（PSA）は、50歳以上の男性を検診対象者として設定する。

・がん検診受診率向上に資する対応策を講じることとし、技術提案書にその方法を記載し説明する。

・希望検査（便虫卵検査）を対象となる職員等に受診勧奨する。

3) 未予約者及び未受診者対応

・未予約者及び未受診者を発注者が管理する。雇入時及び定期健診の予約期限は、健診案内から2週間以内とし、受注者は発注者に報告するとともに、対象の職員等に対して電話、メール、文書のいずれかの方法にて、未予約者及び未受診者への受診督促の連絡を定期的に繰り返し行う。具体的な方法及び頻度については、発注者と協議の上決定する。

・健診案内の後、発注者から受注者へ提出する任意医療機関等を受診する意思を示した職員等の情報に沿って、該当者への受診督促を終了する。

・受診督促の際には、受診率向上のための策を講じ、実施可能な対応策案がある場合は、技術提案書にその方法を提案する。

4) その他

・受注者又は提携医療機関が職員等に対し、健診受診に係る説明書（日本語表記とし、職員等が求めた場合（日本語を使用しない外国籍の職員に限る）は、英語表記対応ができることが望ましい）及び必要な検体採取容器（尿）、便潜血検査の受診希望者には便潜血検査容器等を郵送する。予約完了後速やかに郵送することが望ましいが、健診予約日から最長でも14日前までに上記の説明書等の郵送を完了する。郵送先は、職員等が専用サイトで登録した住所とする。（ただし、海外労働者健診等、健診申込から受診まで十分に時間が確保できない場合は、この限りではなく、3-5日営業日以内に対象者に郵送を完了することが

望ましい)

・発注者は、職員等の予約状況及び受診状況が把握できることが望ましく、未予約者及び未受診者対応も含めた業務フロー（3者（発注者、受注者及び健診対象の職員等）間の対応）を技術提案書で説明する（発注者へ外部サービスの管理者専用画面のアクセス権の付与有無等含む）。

・健診受診に直接関連した職員等からの問い合わせ窓口は、受注者又は提携医療機関とする。

(2) 健診結果の統一化・判定

・受注者は、各提携医療機関毎の結果基準値・判定結果が異なる場合は、受注者の結果基準範囲に置き換え標準化し判定を行う。

・健診結果総合判定の対象は、発注者の指定する検査項目のみとし、希望制を取るがん検診結果及び一時帰国時健診の便虫卵検査は、総合判定に含まない。

・問診票内容を含む提携医療機関の健診個人票を全国統一様式として対応し、結果の出力方法（判定・基準値等）については、事前に発注者と協議することとする。

・職員宛ての健診結果個人票の総合判定<労働安全衛生規則第51条関係健康診断個人票（様式第5号）「医師の診断」該当箇所>を受注先にて実施する。

(3) がん検診の精度管理

・がん検診の結果に基づき、精密検査対象の職員等の受検確認を電子メール又は文書等にて行う。

・ABC検診及び便潜血検査（一次検診）において精密検査となった場合、対象者に医療機関案内を行うこと、精密検査検査結果の確認及び職員等への立替払い処理を行う等、がん検診の事後措置対応についての可能な対応策があれば、技術提案書にて記載する。

・がん検診の精密検査未受診者には、一定期間内で受診勧奨を繰り返し行い、受診率向上のための策を講じる。

(4) 健診結果データ入力・判定（付帯業務）

・職員自身が任意の医療機関又は人間ドックを受診し、発注者の健診指定項目を網羅した健診結果を提出し、健診の代用とする場合がある。

・受注者は、受領した健診結果のうち、発注者の指定する健診項目のみを入力し、システム用データに変換する。

・受注者は、各医療機関の受診結果を受注者の結果基準範囲に置き換え標準化し、判定を行う。

・健診結果個人票は、統一様式であることが望ましい。結果の出力方法（判定・基準値等）については、事前に発注者と協議することとする。

・職員宛ての健診結果個人票の総合判定<労働安全衛生規則第51条関係健康診断個人票

(様式第5号)「医師の診断」該当箇所>を受注先にて実施する。

・職員が健診結果を受注先に提出する方法は、合理的かつ迅速対応が可能な方法を発注者と協議し、決定する。

・職員が赴任国で受診した健診結果のうち、発注者が指定する健診項目のみを入力し、システム用データに変換できることが望ましい。(健診票の表記言語は、英語を主とし、西語、仏語等の主要言語。10件/年程度と想定。別紙1に健診結果代行入力のうち、外国語対応時の単価(翻訳料及び手数料等)を記載する。)

(5) 健康経営を推進する支援業務

・年度毎の健診結果の集計及び分析、分析結果を基にした健康増進・改善施策案を業務完了報告書としてまとめて提出する。

・健康増進・改善施策案は、具体性のある分析方法を使用し、具体性及び現実的な提言内容を含むこと、さらに健康経営推進に資する内容とすること。

7. 成果品・納品物について

受注者は、以下の成果品及び納品物を提出し、9. 提出・納品についての注意事項に沿って作成すること。

【成果品一覧】

No	名称	提出時期	提出方法部数
1	業務計画書	契約締結から10営業日以内	紙媒体1部 電子データ(受注先印)
2	業務完了報告書(健診結果の集計及び報告書の提出)	履行期間終了前、JICAが指定した時期	紙媒体1部 電子データ(受注先印)
3	経費精算報告書及び経費内訳書(受診者氏名(フリガナ)性別、生年月日、年齢、受診日、受診コース、料金、受診項目を記載した一覧)	・前月末日までに実施した健診について、毎月実施月の翌月第2週末日まで。 ・ただし、発注者の事業年度末においては、発注者が別途受注者に通知する日時まで。	紙媒体1部 電子データ(受注先印)

【納品物】

No	名称	納品時期	納品方法	納品形態・部数
1	職員宛健診結果 個人票 ²	健診受診から 28 日以内に職員等が登録先住所で受領（ただし、海外派遣労働者健診は、健診実施 10 営業日（一時帰国健診は 5 営業日）以内が望ましい） ⁴	専用サイト（個人ページ）上での結果表示、又は専用サイトで職員等が登録した住所へ郵送	専用サイト（個人ページ上）に掲載、又は紙媒体1部
2	JICA保管用健診 結果個人票	健診受診から 28 日以内に納品（ただし、海外派遣労働者健診は、健診実施 10 営業日（一時帰国健診は 5 営業日）以内が望ましい ⁵	発注者が指定した出力順で納品する。郵送又は、直接持参。 システム用データは、JICA の指定するオンラインストレージ（GIGAPOD）へ格納する。	紙媒体1部 システム用データ（CSV）
3	代行入力によりデータ化した健診結果	受注者が健診結果を受領後 14 日以内に納品（ただし、海外派遣労働者健診のうち、赴任前及び一時帰国健診は 10 営業日以内が望ましい） ⁵	同上	同上
3	特定健診結果データ ³	前月に受診した特定健診対象者をまとめて翌月15日	郵送又は、直接持参。	CDR
4	労働基準監督署用報告書（所定様式）に必要事項の記載が完了したもの	12月～1月（発注者が指定した時期）	郵送、又は直接持参、及びメールにPDFを添付し提出。	紙媒体1部【様式第6号（労働安全衛生規則第52条関係）】及び電子データ

²職員宛健診結果個人票

・出張等の関係で郵便物の受領が出来ない職員がいた場合に、健診結果を通知する方法（電子メールやWEBサイト上の確認等）を講じれる策があれば、技術提案書に提案する。

・職員等へ発送する健診結果個人票は、日本語表記とし、職員等が求めた場合（日本語

を使用しない外国籍の職員に限る)は英語表記対応ができることが望ましい。(英語表記の健診結果個人票の発行手数料(翻訳料及び手数料等を含)について協議するが、別紙1に英語表記の健診結果個人票の発行手数料(翻訳料及び事務手数料等を含)の単価を記載すること。(想定数)20件/年。)

³ 特定健診結果データ

・医療保険者(経産省関連法人健康保健組合)へ、高齢者の医療の確保に関する法律に規定の項目について提出する。

⁴ 海外派遣労働者健診の「1. 職員宛健診結果個人票」の納品期限は、職員等が専用サイト上での結果確認等が可能な場合は、この限りではない。

⁵ 海外派遣労働者健診の「2. JICA 保管用健診結果個人票」及び「3. 特定健診結果データ」の納品は、納品時期通りに電子データでの納品が可能な場合、紙媒体の結果納品期限は、この限りではない。

8. 提出・納品についての注意事項

・任意医療機関での健診結果を代行入力(データ化)した結果の納品期限は、結果受領から14日間程度とするが、納品回数は、結果の受領日によって1か月に2回程度とする等納品予定を計画する。具体的な運用方法については、発注者と相談の上、決定する(**結果受領から発注者への納品までの期間を可能な限り短縮するための対応策がある場合は、方法を技術提案書に説明する。**)

・心電図または胸部レントゲン資料の取り寄せが必要な場合、無償で対応が可能であることが望ましい。

9. 情報セキュリティ対策

(1) 受注者は、ICTによる健診申込のため、安全性が確保された専用Webサイトを使用することを前提とする。

(2) 専用サイトに関する注意事項

- ① 受注者の安全性が確保されているサーバーを使用する。
- ② 専用サイトへはJICAネットワーク、個人端末の双方からアクセスできるようにする。
- ③ JICAネットワークからの接続が可能となるよう、予約に先立ち、専用サイトの関連する情報を発注者に事前に提示し、協議を行う。
- ④ **情報管理の安全性が確保されている旨を技術提案書に記載する。**
- ⑤ 健診対象の職員には、個人毎に付与されたIDとパスワードを使用して専用サイトから予約手続きを行うよう案内を行う。

- ⑥ 専用サイトは、日本語表示を基本とするが、職員が求めた場合（日本語を母国語としない外国籍の職員）には、英語表記対応が出来ることが望ましい。

(3) 情報セキュリティ管理体制について

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法 59 号）の第 2 条 3 項で定義される保有個人情報の管理を遵守する。また以下、情報セキュリティ対策および運用について、情報管理の安全性が確保されている旨を技術提案書に記載する。

- ① JICA の「情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」も踏まえ、次に示す業務等を実施し、セキュリティに関する事故及び障害等の発生を未然に防ぐこと、及び発生した場合に被害を最小限で止める。
- ② 本業務について、受注者内部のセキュリティ管理を行う専任の管理者を配置する。
- ③ セキュリティ対策状況について、発注者 の承認を得る。
- ④ セキュリティに関する事故及び障害等が発生した場合には、速やかに発注者 に報告し、対応策について協議する。

10. その他注意事項

- (1) 健診結果個人票や職員から受領した任意医療機関での健診結果票は、実施年度末から起算して、5年間保管し、その間発注者が資料要求した場合は、契約履行期限内外に関わらず、無償で提供する。保管期限が過ぎたものについては、受注者が責任をもって廃棄し、発注者に廃棄報告を行う。
- (2) 提携医療機関で自己負担により検査項目を追加した場合は、当該追加項目に関する結果は職員等のみに通知し、発注者への結果総合判定及び納品データには含まない。
- (3) JICA 保管用の健診結果の電子データは、JICA で現在使用する産業保健システムに取込可能な CSV 形式での納品形態を求めるが、今後当該システムの変更があった場合には、必要に応じ、データ納品方法の変更に応じる。

11. 入札金額の算出方法

- (1) 別紙 1 健康診断積算表に、国内勤務者向け健診及び在外関連健診別に各検査項目の単価、コース料金を記入し、予定者数を乗じる。健診実施予定者数を乗じた合計金額を足し、1（カ年）を乗じたものを入札金額（ただし、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税額等に相当する額を除いた金額）とする。
- (2) 契約は上記 (1) の単価に基づく単価契約とする。別紙 1「健康診断積算表」の健診実施予定者数は過去 2 年間の平均受診者数の実績を基にした見込み数であり、最低受診人数を保証するものではない。契約単価の変更は行わない。

12. 経費精算及び支払い方法

- (1) 健診を実施した人数に各契約単価を乗じた金額（消費税は別途計上）で精算する。各コースの検査項目のうち、未実施或いは追加実施項目がある場合は、コース単価に追加または差し引いて精算する。
- (2) 受注者は、前月末日までに実施した健診について、毎月実施月の翌月第2週末日までに経費精算報告書を提出する。ただし、発注者の事業年度末においては、発注者が別途受注者に通知する日時までに提出するものとする。
- (3) 精算時の経費内訳書には、受診者氏名（フリガナ）、性別、生年月日、年齢、受診日、受診コース、料金、受診項目を記載した一覧を添付する
- (4) 受注者から発注者及び健康診断受診者へ送るすべての送付物（健診説明書（検体容器含）、各種検査結果）の送料は、受注者が負担する。送付物の数量の積算は、別紙を参照する。

以 上

別紙 1 健康診断項目積算表

別紙 2 JICA 国内拠点在籍人数一覧

別紙 3 健康診断検査項目

別紙1 健康診断項目積算表

項目		対象者	単価 (a)	予定人数 (b)*	合計 (c【a+b】)	
雇入時健診	基本項目 【法定項目+α (法定項目外の項目)】	職員 期限付き職員・専門嘱託 国際協力専門員・特別嘱託・ジュニア専門員 事務スタッフ、非常勤嘱託 国内協力員、語学インストラクター		173	合計①	
定期健診				960		
海外派遣労働者健診 (赴任前、一時帰国、 帰国時)		職員・休職専門家・在外期限付職員・在外専門嘱託		410	合計②	
		配偶者：赴任前は必須、一時帰国時は任意 15歳以上の子女：赴任前及び一時帰国時は任意 <small>※帰国時健診は共に対象外</small>		100	合計③	
		便寄生虫 (一時帰国及び帰国時)	職員等：一時帰国時は任意、帰国時は必須 配偶者及び子女：任意		300	合計④
希望検査 (がん検診)		ABC検診	40歳以上 (予定人数：40歳以上の職員等の50%)		449	合計⑤
		便潜血	40歳以上 (予定人数：40歳以上の職員等の100%)		898	合計⑥
		PSA検査	50歳以上男性		274	合計⑦
その他		任意医療機関等の受診結果代用者の結果代行入力 (年間)			900	合計⑧
	赴任国での健診受診結果代用者の結果代行入力 (外国語対応) (年間)			10	合計⑨	
	職員宛健診結果個人票の英語表記対応 (年間)			20	合計⑩	
税抜き総額(円) = (合計①+合計②+合計③+合計④+合計⑤+合計⑥+合計⑦+合計⑧+合計⑨) × 1(年度) =					0	

* 予定人数は、過2年間の健診受診実績に基づき算出した。

※入札金額は消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税額等に相当する額を除いた金額を記載すること。

※受診予定者数は入札金額積算用のための人数であり、契約上保証するものではない。実際には契約単価に健診を実施した人数を乗じた総額で精算する。

※下見積書提出時にも本別添を見積内訳書として提出すること。

※ABC検診は、2020年度より40歳以上の対象者に実施を開始し、JICA雇用中に1回の受診としているが、検診頻度については、今後再度検討予定。受診人数は、40歳以上の職員の半数を想定としている。

別紙2 JICA国内拠点在籍人数一覧

	JICA拠点	住所	在籍人数* ¹	2019年度受診実績* ²
1	本部（竹橋合同ビル、市ヶ谷ビル、東京センター舎）	東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル	1,748	799
2	JICA北海道 （札幌）	北海道札幌市 白石区本通16丁目南4-25	26	15
3	JICA北海道 （帯広）	北海道帯広市 西20条南6-1-2	20	11
4	JICA東北	宮城県仙台市青葉区1番町4-6-1 仙台第一生命タワービル15階	17	10
5	JICA二本松	福島県二本松市 永田字長坂4-2	12	5
6	JICA筑波	茨城県つくば市 高野台3-6	32	10
7	JICA横浜	神奈川県横浜市 中区新港2-3-1	34	19
8	JICA駒ヶ根	長野県駒ヶ根市 赤穂15	17	5
9	JICA北陸	石川県金沢市 本町1-5-2	12	5
10	JICA中部	愛知県名古屋市 中村区平池町4-60-7	36	14
11	JICA関西	兵庫県神戸市 中央区脇浜海岸通1-5-2	63	26
12	JICA中国	広島県東広島市 鏡山3-3-1	25	6
13	JICA四国	香川県高松市鍛冶屋町3番地 香川三友ビル1階	12	3
14	JICA九州	福岡県北九州市 八幡東区平野2-2-1	32	8
15	JICA沖縄	沖縄県浦添市 字前田1143-1	25	9
	本부를除くJICA拠点合計		363	146

*¹ JICAが健診対象とする職員数を指す（2020年10月時点）。

*² JICAが実施する健診受診者数（委託先提携医療機関等での受診者）を指す。人間ドック等任意医療機関の受診結果をJICAの健診として代用する職員等の数を除く。

別紙3 健康診断検査項目

	項目	項目別単価(円)	雇入時健診	定期健診	海外派遣労働者健診	
			職員 期限付き職員・専門嘱託 国際協力専門員・特別嘱託・ジュニア専門員 事務スタッフ・非常勤嘱託 国内協力員、語学インストラクター	職員 休職専門家 在外期限付職員* 在外専門嘱託*	配偶者(派遣前は必須、一時帰国は任意、帰国時は対象外) 子女(15歳以上)(赴任前及び一時帰国は任意)	
基本項目【法定項目+α】	診察	問診	○	○	○	○
		内科診察	○	○	○	○
	計測	身長	○	○	○	○
		体重	○	○	○	○
		BMI	○	○	○	○
		腹囲	○	○	○	○
		血圧	○	○	○	○
		視力	○	○	○	○
		聴力(1K4Kオーディオ)※	○	○ 対象35歳と40歳以上	○	○
	尿検査	尿潜血	○	○	○	○
		尿蛋白	○	○	○	○
		尿糖	○	○	○	○
	血液学的検査	白血球数	○	○	○	○
		赤血球数	○	○	○	○
		血色素測定(Hb)	○	○	○	○
		ヘマトクリット値(Ht)	○	○	○	○
		血小板数	○	○	○	○
	肝・胆機能検査	AST(GOT)	○	○	○	○
		ALT(GPT)	○	○	○	○
		γ-GTP	○	○	○	○
糖尿病検査	空腹時血糖	○	○	○	○	
	HbA1c	○	○	○	○	
脂質検査	中性脂肪	○	○	○	○	
	HDL-コレステロール	○	○	○	○	
	LDL-コレステロール	○	○	○	○	
腎機能検査	クレアチニン	○	○	○	○	
	eGFR	○	○	○	○	
痛風	尿酸	○	○	○	○	
	胸部X線撮影(CTR不要)	○	○	○	○	
	心電図検査	○	○ 対象35歳と40歳以上	○	○	

※雇入時健診では1,000Hz及び4000Hzの30dB、定期健診では1,000Hzの30dB及び4000Hzの40dBで純音を用いる。
 ※聴力、心電図の年齢区分の2021年度実施については検討中

(希望者のみ任意) がん検診	胃がん検診	ABC検診		40↑任意	40↑任意	40↑任意(*在外期限付職員、在外専門嘱託の帰国時は対象外)	
	免疫学的便潜血検査	2回法		40↑任意	40↑任意	40↑任意(*在外期限付職員、在外専門嘱託の帰国時は対象外)	
	腫瘍マーカー	PSA		50↑任意	50↑任意	50↑任意(*在外期限付職員、在外専門嘱託の帰国時は対象外)	
(在 国・時 帰)	便寄生虫検査		在外(一時帰国・帰国)			一時帰国:任意 帰国:○必須	任意(配偶者及び子女)